



第40号

(年4回発行)

2009年1月

E-mail

mori@moriteruo.com

事務所(自宅)

西東京市北町3-4-5

TEL&FAX. 042-424-3410

連絡事務所

西東京市中町2-8-13-102

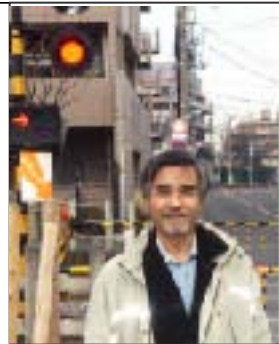
TEL. 042-439-7023

FAX. 042-439-7024

議員定数2名削減、28人に！急ぐ理由は？

自民党が提案し公明党が賛成した議員定数の削減案が、削減に反対の生活者ネットから離脱した保谷七緒美議員が賛成に回って成立しました。

提案者からは「類似他市の平均値を採用した」という以外に説明はなく、議論の中で「もっと多面的に検討すべき」という意見が出され、私も「報酬引き上げ、経済の悪化で、市民の意識がどう変わったのか調査・研究する必要がある」と主張しました。今決めても実施は2年後。急ぐ理由は見当たりません。市民が検討して決める時間は十分あります。時間的には、まだまだゆとりがあります。



保谷5号踏切

2年先のことを、どうして今回決めるのか

報酬引き上げへの批判が大きいから、辻褄を合わせるために急いだとしか思えません。しかし、二人分の報酬は2000万円弱ですから、値上げ分(3700万円)を埋めるなら4人の削減が必要です。半分でお茶を濁したというところでしょうか。今、求められているのは報酬の引き下げです。

委員会では急ぐ問題でなければ、結論に時間が必要という意見は尊重され、継続審査にすることが慣例でした。ところがこの件では、本会議で「早く結論を出せ」という意見が可決され、その他の意見は封殺されました。今までなかったことです。「議会の中での数がすべて」ということなのでしょう。

「自民・公明+保谷七緒美さん」の組み合わせがどんな政治になるかを見た気がします。

もっとも報酬値上げのときには、全員が「議会の中での数がすべて」に同意したんですね。

議員数はどのくらいが適当か？

二元代表制という地方自治体の今の制度の中で、議員の役目をどう考えるか次第です。口利き役なのか、政策立案業なのか、行政チェックを役割にするのか、市民が決めるべきです。私はチェック役だと思っています。口利き役は論外。政策立案業なら市長や行政マンになってください。

しかし、今は役割がはっきり示されていません。名誉職、口利き屋、政策屋、チェックマン、ただ議席に居るだけでさえ許されてしまいます。民間で人を雇うなら、仕事があって、どれだけの人手が必要か、出せる費用はいくらかなどから最終的に人数が決まります。不思議なことに議員にはそんな基本が通用していません。費用も人数も仕事の中味も、ぜ〜んぶ自分らで決めています。

雇い主の市民にお願いしまくって議員にしてもらったのに、当選したとたん市民より偉くなって、次の選挙まで「ものごとは議員の自分らが決めるんだ」とふんぞり返ったりしていないのでしょうか。そんな議員ばかりなら意味がありません。定数は仕事の中味と一緒に市民が決めるべきです。

森てるおのホームページ <http://www.moriteruo.com/>

「森てるおの拡声器」の定期購読料は年間1,000円です。定期購読して下さる方には、森てるおのいろいろがわかる「森てるおのなんでもリポート」(隔月刊)もお届けします。ご希望の方は下記の郵便振替口座までご送金ください。

郵便振替口座番号 00120-6-669473 加入者名「森てるおと市民の目」

西武池袋線、保谷 5 号踏切交通量調査

保谷 5 号踏切の閉鎖問題で、近隣市民が東京都に要求した説明会が行われた。その際にこの踏切が交通の流れを著しく阻害しているような説明があったため、実際の交通量を測ってみることにした。

11 月 27 日、朝 7 時から夕方 7 時までの 12 時間、市民が自主的に計測を行った。計測の結果、交通量は各方向とも東京都の示していた数値の 94~95% 程度にすぎないことがわかった。また、踏切遮断時間は最大 3 分程度であり、踏切による渋滞の長さは両方向とも半減していることが明らかになった。

この結果を使って、議会では「仮に調布保谷線が作られるにしても、車道部分だけが鉄道をくぐり、歩道部分は今ある踏切を渡ればよい。東京都と再度交渉せよ」と要求しました。

現場の実態はさまざまな事を教えてください。



市内新築物件の売れ行きから

市内新築不動産の販売が思わしくないようです。いくつかの開発地域で、昨年なら発売開始から日を置かずに完売していたような物件の多くが、何週間たっても売れ残っている状況が見られます。

多くの不動産開発会社は、借入金を原資にして開発行為を行っています。販売が滞れば借入金の返済ができません。そこで運転資金も含めた新規融資のあるなしが会社の命運を左右することになります。

昨今は金融機関自身が不良債権を抱え、自己資本比率を維持することに汲々としている状況になっています。いわゆる貸し渋り、貸しはがしが起こる要因があるということです。

関連分野が多い業種が行き詰った場合、連鎖的にさまざまな企業、とりわけ中小企業にその影響が広がっていくことになります。

このような流れの中に西東京市もあるのではないかと。中小企業を支えとともに、市の収入や財政に一層の注視が必要です。

今、命をつなごう！

地方自治体のおおきな役割のひとつは、日々生活する市民の最低限の生活を保障することです。困窮している市民を前に無策であってならないのは当然です。しかし現状では自治体の対応は十分とは言えません。私への答弁でも具体的な解決策は示されていません。目の前で困窮を訴えてもすぐに対処できないのです。

国民はだれもが生きる権利、働く権利の保障を要求できます。しかし、どのようにして・・・

いくつかの相談窓口をご紹介します。まず命をつないでください。

首都圏生活保護支援法律家ネットワーク Tel 048-866-5040 (月~金、10:00~17:00)

反貧困たすけあいネットワーク Tel 03-5395-3807 Fax 03-5395-5139

メール tasukeai-net@seinen-u.org

フリーター全般労働組合 Tel/Fax 03-3373-0180

メール paff@sanpal.co.jp

自立生活サポートセンター・もやい Tel 03-3266-5744 (火曜 11:00~21:00、

金曜 11:00~17:00)

派遣ユニオン Tel 03-5371-8808 Fax 03-5371-5172

猫にも生きる権利が・・・

最近、野良猫の姿を見かけることが多くなりました。また、猫の不妊、去勢手術や里親探しを担っているボランティアの負担がたいへん重くなってきています。

メス猫の不妊手術は 1 万 5 千円くらい掛かります。そのすべてがボランティアの負担では、とうてい猫の数は減りません。その結果、里親探しの件数がたいへん増えてきています。生まれた猫の命を絶たないためには、生まれる数を抑制することが必要です。

行政による不妊、去勢費用の補助が急がれます。

中学校給食、市民合意はできたのか？

来年度から中学校給食実施に向けた取り組みが具体的に進められることになっています。推進の根拠として昨年行なわれた「市民意識調査」の結果が引用されています。

調査結果では現在の「弁当斡旋方式」への不満が満足の 2 倍 (23.1%) ある、また利用率が 2~4% に過ぎないなどと述べられています。しかし、これは「弁当斡旋方式」に改善の必要があることを示していますが、直ちに全員給食の要望とは理解できません。

また、「中学校での給食の提供」への回答で重要・やや重要 (57.6%) が重要でない・あまり重要でない (17.6%) の 3 倍あったことも理由にしています。しかし、必要となる費用 (初期投資 10 億円 + 毎年 2 億 8 千万円) を伏せたまま行なった意見聴取で、重要とする意見がようやく半数を超えたにすぎず 17.6% もの否定的意見があったことは、費用を明示して調査する必要がある証左といえます。

毎年 3 億円近くの事業費用が中学校給食のために費やされる (他の仕事に使えなくなる) ことに市民全体の合意はまだできていません。

坂口市長流に自助・共助・公助で言えば、「自助」に当たる事業です。必要というのならおおかたの市民の承認を得てから、胸を張って実施すべきです。

抗議ならびに議員報酬支払い請求書

2008年12月9日

西東京市長 坂口光治 様

西東京市議会議員 森てるお

記

本年5月分より11月分までの議員報酬及び6月分期末手当を法務局に全額供託していることに厳重に抗議する。

あわせて、当該期間中における、私が議員当選時に支払いを約束されていた報酬・手当てを、余計な付け加えをすることなく、早急に手渡すことを要求する。

また、12月分報酬・期末手当についても、当選時の約束（契約）に基づく所定の額の全額を、所定の期日に、直接私に支払うように請求する。

市議会議員選挙が行なわれるに際しては、当選時の約束として、報酬・手当ての額を含めて条件提示がなされている。立候補者はこの条件を了承して立候補しているのであって、当選したならば、その履行を求める権利を有している。

貴職はこの議員の権利に対して、ただ支払い義務を負っているにすぎず、その意味で、いわば単なる会計処理担当者にすぎない。貴職は議員を選挙した市民の意思に反してはならず、市民の指示の履行をサポートージュしてはならない。

9月議会の質疑を通じ、貴職らの論理は破綻している。

私は当選時の契約の履行を求めているのであって、新たな、私が了承していない契約に基づく上乗せ部分については支払いを受ける筋合いはない。

改めて、貴職の対処に抗議するとともに、早急に当初契約を履行し、議員報酬・手当てを支払うように要求する。

以上

↑ 引き上げ分を受取らないのなら、全額渡さない! ↓

20西議 第682号
平成20年12月12日

西東京市議会議員 森 てるお 様

西東京市長 坂 口 光 治

議員報酬及び期末手当の供託について（通知）

平成20年12月分の議員報酬及び平成20年12月期の期末手当を支給するため、報酬支給日（平成20年12月10日）に当該議員報酬及び期末手当の受領を求めたところですが、その求めに応じていただけませんでしたので、当該議員報酬及び期末手当につきましては、法定控除分を除く全額を東京法務局府中支局に供託いたします。

森てるおと市民のひろば どうぞおいでください

拡声器 40 号をお届けします。お読みいただきありがとうございました。ご感想はいかがでしょうか。「市民のひろば」は市民の皆さまのご意見を伺ったり、皆さま同士で意見交換ができる機会になればと考えて開催しています。どうぞお気軽にお越しください。

—「拡声器」は協力者の市民と森てるお自身が各戸のポストに、手配りでお届けしています。年間4回市内各所に行きますので、町の様子、変遷がよくわかります。業者頼みでは得られない貴重な情報が手に入ります。「市民のひろば」までに届かないことも多々ありますが、ご容赦ください。ご購入くだされば、出来上がり次第郵送します。「市民のひろば」は2月・5月・8月・11月の、おおむね最後の週に行なっています。—

- | | | | | | |
|---|----------|---------|---------|----|-------|
| ① | 2月15日（日） | 10時～12時 | こもれびホール | 1階 | 会議室 |
| ② | 2月21日（土） | 19時～21時 | コール田無 | 4階 | 会議室 B |
| ③ | 2月22日（日） | 10時～12時 | 市民会館 | 3階 | 第2会議室 |

今回は最終週ではありません。日時、会場をお間違えないようお願いください。